

平成30年6月30日

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産一覧表への 記載決定について（第二報）

我が国が世界文化遺産へ推薦を行った「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について、第42回世界遺産委員会が世界遺産一覧表へ記載することを決定しました。

1. 決定時刻：

現地時間 6月30日（土）11：50
（日本時間 6月30日（土）17：50）

2. 資産名：「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

3. 構成資産：^{はらじょう}原城跡、^{やすまんだけ}平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）、
平戸の聖地と集落（中江ノ島）、天草の^{さきつ}崎津集落、^{そとめ しつ}外海の出津集落、
^{そとめ}外海の大野集落、^{くろしま}黒島の集落、^{のざきじま}野崎島の集落跡、^{かしらがしま}頭ヶ島の集落、
^{ひさかじま}久賀島の集落、^{なるしま}奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）、
大浦天主堂

4. 世界遺産委員会における決議要旨及び主な審議内容：

＜決議要旨＞

- ・「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を評価基準(iii)の下に「記載」する。

5. 主な審議内容（決議の概要は別紙参照）

- ユニークで傑出した歴史を語る価値のある世界遺産であり、記載を強く支持する。イコモスと締約国との優れた協力の結果であり、他国の手本となる良い取組例である。
- 無形の要素も色濃い本資産の保全には、地元住民や自治体の努力が不可欠である。
- イコモスからの勧告に示されているように、各構成資産の特性に配慮し、適切な収容力（キャリング・キャパシティ）及び観光の管理についてさらに取組を継続されたい。

(参考) 世界遺産委員会による決議の4つの区分

- ① 記載 (Inscription) : 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会 (Referral) : 追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期 (Deferral) : より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書の再提出後, 約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載 (Not to inscribe) : 記載にふさわしくないもの。(世界遺産委員会で不記載決議となった場合, 例外的な場合を除き再推薦は不可。)

<担当> 文化庁文化財部記念物課			
課	長	大西	啓介
専	門	官	菊地 史晃
電話 : 03-5253-4111 (代表) (内線 2877)			
03-6734-2877 (直通)			

(別紙)

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」にかかる決議概要

(1) 記載の可否と評価基準

- 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を、評価基準(iii)に基づいて世界遺産一覧表に記載する。

	評価基準
iii	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、17 世紀から 19 世紀の 2 世紀以上にわたるキリスト教禁教政策の下で密かに信仰を伝えた潜伏キリシタンにより育まれた独特な宗教的伝統を物語る他に例を見ない証拠である。

(2) 追加的勧告

- 締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。
- a) 久賀島又は野崎島などにおける集落跡，教会跡，墓地跡などすでに廃絶したものの痕跡について，写真測量，航空測量又はこれらに類する技術を用いて，包括的な記録資料を作成すること。
 - b) 地元の活動団体又は個人が，市町・県・国からの経費補助を受けて保全活動ができることについて，よく周知すること。
 - c) 各構成資産の物理的・社会的状況に基づく制約を十分考慮した上で，「収容力 (carrying capacity)」及び望ましい観光の管理について検討すること。
 - d) 「世界文化遺産の遺産影響評価に関するガイダンス」(2011) に基づき，遺産内における新規の開発事業について影響評価を行うこと。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

(参考1)

本資産は、16世紀にキリスト教が大航海時代を背景に極東の国日本へ伝来し、その後の江戸幕府による禁教政策の中で「潜伏キリシタン」が密かにキリスト教への信仰を継続し、長崎と天草地方の各地において厳しい生活条件の下に、既存の社会・宗教と共生しつつ、独特の文化的伝統を育んだことを物語る貴重な証拠である。

潜伏キリシタンの文化的伝統が形成される契機となる出来事が考古学的に明らかにされている原城跡、潜伏キリシタンが密かに信仰を維持するために様々な形態で他の宗教と共生を行った集落(平戸の聖地と集落・天草の崎津集落・外海の出津集落・外海の大野集落)、信仰組織を維持するために移住を行った離島部の集落(黒島の集落・野崎島の集落跡・頭ヶ島の集落・久賀島の集落・奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺))、潜伏キリシタンの伝統が終焉を迎える契機となった出来事が起こり、各地の潜伏キリシタン集落と関わった大浦天主堂から構成される。

【構成資産】

- 1 原城跡 (長崎県南島原市)
- 2 平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)
(長崎県平戸市)
- 3 平戸の聖地と集落(中江ノ島) (同上)
- 4 天草の崎津集落 (熊本県天草市)
- 5 外海の出津集落 (長崎県長崎市)
- 6 外海の大野集落 (同上)
- 7 黒島の集落 (長崎県佐世保市)
- 8 野崎島の集落跡 (長崎県北松浦郡小値賀町)
- 9 頭ヶ島の集落 (長崎県南松浦郡新上五島町)
- 10 久賀島の集落 (長崎県五島市)
- 11 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)
(同上)
- 12 大浦天主堂 (長崎県長崎市)



【関係年表】

平成19年1月	暫定一覧表に記載
平成27年1月	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」として推薦書提出
同年9月26日～10月4日	イコモス現地調査
平成28年2月	推薦取下げ
平成29年2月	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」として推薦書提出
同年9月4日～14日	イコモス現地調査
平成30年5月4日	イコモス勧告
同年6月30日	世界遺産一覧表に記載



原城跡



天草の崎津集落



大浦天主堂

世界遺産について

1. 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

- (1) 条約の目的
- 文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。
- (2) 経緯
- 昭和47（1972）年 第17回ユネスコ総会において採択
- 昭和50（1975）年 条約発効
- 平成4（1992）年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効
- 平成29（2017）年 1月31日現在で締結国数193カ国

2. 世界遺産一覧表への記載プロセス

- ① 各締約国は、世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した「暫定一覧表」を提出する。
- ② 各締約国は、「暫定一覧表」の記載物件のうち、「世界遺産一覧表」に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦する。これに対し、世界遺産委員会が、「世界遺産一覧表」への記載の可否を決定する。

3. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産18件、自然遺産4件）

	記載物件名	所在地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表推薦年	世界遺産一覧表記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	4年	4年	5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	〃	〃	〃	文化
3	屋久島	鹿児島県	〃	〃	〃	自然
4	白神山地	青森県、秋田県	〃	〃	〃	自然
5	古都京都の文化財 （京都市、宇治市、大津市）	京都府、滋賀県	〃	5年	6年12月	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	〃	6年	7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	7年	7年	8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	4年	〃	〃	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	〃	9年	10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	〃	10年	11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	〃	11年	12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	13年	15年 1月	16年 7月	文化
13	知床	北海道	16年	16年 1月	17年 7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	13年	18年 1月	19年 7月	文化
15	小笠原諸島	東京都	19年	22年 1月	23年 6月	自然
16	平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-	岩手県	13年	18年12月 22年 1月	23年 6月	文化
17	富士山-信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	19年	24年 1月	25年 6月	文化
18	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	19年	25年 1月	26年 6月	文化
19	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、山口県、岩手県、静岡県	21年	26年 1月	27年 7月	文化
20	ル・コルビュジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献	東京都（他 フランス、ドイツ、スイス、ベルギー、アルゼンチン、インド）	19年	27年 1月	28年 7月	文化
21	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	21年	28年 1月	29年 7月	文化
22	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県、熊本県	19年	29年 2月	30年 6月	文化

4. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産7件、自然遺産1件）

- [平成4年]
- ①「古都鎌倉の寺院・神社ほか」（神奈川県）
- ②「彦根城」（滋賀県）
- [平成19年]
- ③「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（奈良県）
- [平成21年]
- ④「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」（北海道・青森県・岩手県・秋田県）
- [平成22年]
- ⑤「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（新潟県）
- ⑥「百舌鳥・古市古墳群」（大阪府）→（平成30年推薦）
- [平成24年]
- ⑦「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-（拡張）」（岩手県）
- [平成28年]
- ⑧「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（鹿児島県・沖縄県）【自然遺産】